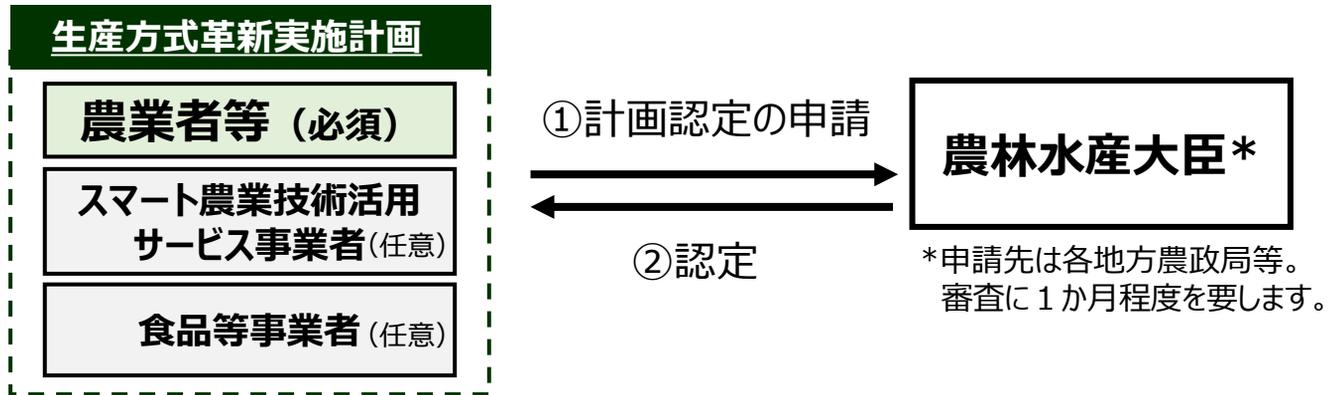


スマート農業技術活用促進法のご案内

スマート農業技術活用促進法に基づく**生産方式革新実施計画**の認定を受ければ、**茶農家の皆様**が**補助事業**を活用して**機械導入**等を行う場合に**有利**に進められます！



計画認定による予算上のメリット措置

6年度補正予算・7年度当初予算において、生産方式革新実施計画の認定を受けることによる**優遇措置**を設けています。

<主な対象事業>

産地生産基盤パワーアップ事業 (先導的取組支援)【6年度補正】

需要の変化に対応した**新品目・品種**の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組を支援

<優遇措置の内容>

▶ **ポイント加算**

産地生産基盤パワーアップ事業 (収益性向上対策)【6年度補正】

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な集出荷施設の整備や**機械導入**等を総合的に支援

<優遇措置の内容>

▶ **ポイント加算**

その他、計画認定による法律上のメリット措置

- 日本政策金融公庫から**長期低利の融資**を受けられます。
- 設備投資の際、**税制上の優遇措置**が受けられます。
- その他、航空法・農地法に係る行政手続のワンストップ化が活用できます。

生産方式革新実施計画の認定の対象となる事業活動

スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入をセットで**相当規模**で行い、農業の生産性を**相当程度**向上させる事業活動

スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入例

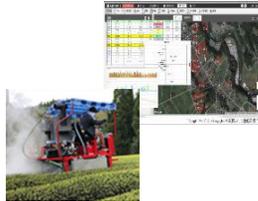


ロボット茶園管理機の活用



ほ場の大区画化

出典：
大区画化前圃場は国土地理院空中写真



茶の栽培管理システムの活用



産地でデータを検討・活用

情報通信技術を活用したロボット茶園管理機の遠隔監視自動運転を効率的に運用するために、ほ場の大区画化に取り組み、より労働時間を削減した茶生産へ転換。

気象データやほ場毎の収量等を情報通信技術を用いて産地で一元管理し、その分析結果から施肥改善等に取り組むなど、より付加価値の高い茶生産へ転換。

付加価値額の向上を目的とした取組も対象となります

●相当規模（規模の要件）

- ・本事業活動で取り組む品目における申請者の作付面積等の**おおむね過半**で取り組むこと。

●相当程度（計画の目標）

- ・計画全体で**農業の労働生産性***を**5%以上向上**させること。
（*労働生産性…付加価値額（営業利益+人件費+減価償却費）/労働時間or取組人数）
- ・本事業実施前と比較し、**所得が維持**されること。また、それが**正**となること。

●実施期間

- ・**原則5年以内**（茶の植栽を伴う場合等は10年以内で設定可能）

※ スマート農業技術には、次の①～③の全てを満たす技術が該当します。

- ①農業用の機械・ソフト等に組み込まれる技術
- ②情報通信技術を用いた技術
- ③農作業の効率化、負担軽減、経営管理の合理化等のための技術

詳細については、二次元コードのリンク先の農林水産省HPをご覧ください。
相談・申請先となる地方農政局等の連絡先もHPに掲載しています。

